

一 議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和
(第92条の2関係)

1 「請負」の定義の明確化

規制の対象となる「請負」の定義を明確化すること。

2 議員個人による請負に関する規制の緩和

各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象から除くこと。

二 災害等の場合の開会の日の変更に関する規定の整備(第101条関係)

招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日の変更をすることができること。この場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならないこと。

三 政府の措置等(附則第6条関係)

- 1 政府は、事業主に対し、地方公共団体の議会の議員の選挙においてその雇用する労働者が容易に立候補をすることができるよう、地方公共団体の議会の議員の選挙における立候補に伴う休暇等に関する事項を就業規則に定めることその他の自主的な取組を促すものとする。
- 2 地方公共団体の議会の議員の選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する法制度については、事業主の負担に配慮しつつ、かつ、他の公職の選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する制度の在り方についての検討の状況も踏まえ、この法律による改正後の規定の施行の状況、1の自主的な取組の状況等を勘案して、引き続き検討が加えられるものとする。

四 施行期日等(附則第1条等関係)

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、二及び三は、公布の日から施行すること。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。

地方自治法の一部を改正する法律 新旧対照表

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（本則関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第九十二条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負（業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。以下この条、第四百二十二条、第八十条の五第六項及び第二百五十二条の二十八第三項第十号において同じ。）をする者（各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く。）及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。 第百一条（略） ②⑦（略） ⑧ 前項の規定による招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日の変更をすることができる。この場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならない。	第九十二条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。 第百一条（略） ②⑦（略） （新設）

地方議会における多様な人材の確保及び地方議会のオンライン開催に関する件

令和四年十二月六日
衆議院総務委員会

政府は、「地方自治法の一部を改正する法律」の施行に当たり、次の事項に十分配慮すべきである。

一 地方議会の議員個人による請負に関する規制の緩和については、議員の職務執行の公正、適正を損なうこととならないよう、改正趣旨の周知徹底と併せ、各地方公共団体において議員個人による請負の状況の透明性を確保するための対応について、必要に応じて適切な助言を行うようにすること。

二 地方公共団体の議会の議員の選挙について、多様な人材の議会への参画につながるよう、地方制度調査会の答申や政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨等を踏まえ、引き続き立候補環境の整備に取り組むこと。

三 地方議会におけるオンラインによる委員会の開催状況や開催上の課題等を踏まえ、オンラインによる委員会の円滑な開催に資するよう、各地方公共団体に対して必要な助言を行うよう努めること。

四 地方議会におけるオンラインによる本会議の開催について、国会における今後の取扱いのほか、オンラインによる委員会の開催状況や開催上の課題等を踏まえ、丁寧に検討を進めること。

右決議する。

地方自治法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

〔令和四年十二月九日
参議院総務委員会〕

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一、地方議会の議員個人による請負に関する規制の緩和については、議員の職務執行の公正、適正を損なうこととならないよう、改正趣旨の周知徹底と併せ、各地方公共団体において議員個人による請負の状況の透明性を確保するための対応について、必要に応じて適切な助言を行うようにすること。

二、地方公共団体の議会の議員の選挙について、多様な人材の議会への参画につながるよう、地方制度調査会の答申や政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨等を踏まえ、引き続き立候補環境の整備に取り組むこと。

三、地方議会におけるオンラインによる委員会の開催状況や開催上の課題等を踏まえ、オンラインによる委員会の円滑な開催に資するよう、各地方公共団体に対して必要な助言を行うよう努めること。

四、地方議会におけるオンラインによる本会議の開催について、国会における今後の取扱いのほか、オンラインによる委員会の開催状況や開催上の課題等を踏まえ、丁寧に検討を進めること。

右決議する。



総行行第351号
令和4年12月16日

各都道府県知事
各都道府県議会議員
各指定都市市長
各指定都市議会議員

】 殿

総務大臣

地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号。以下「改正法」という。）は、令和4年12月16日に公布され、下記第三に掲げる日から施行することとされました。

貴職におかれては、下記事項にご留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議員に対してもこの旨周知願います。

また、改正法の施行に伴い、今後、必要な政令の改正を行うこととしており、これに係る留意事項については、別途通知する予定です。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和に関する事項

- 1 規制の対象となる「請負」の定義を「業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。」とするものとされたこと。（第92条の2関係）
- 2 各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象から除くものとされたこと。（第92条の2関係）
- 3 上記1及び2の改正は、近年、地方議会議員選挙において、投票率の低下や無

投票当選の増加の傾向が強まっており、議員のなり手不足への対応が喫緊の課題となっていることを踏まえて行われるものであり、議会運営の公正を保障するとともに、事務執行の適正を確保するという地方自治法第92条の2の規定の趣旨を変更するものではないこと。

- 4 上記2の改正に伴い、議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないよう、例えば、条例等の定めるところにより、地方公共団体に対し請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に支払を受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとするなど、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当であること。

第二 災害等の場合の開会の日の変更に関する規定の整備に関する事項

招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日の変更をすることができるものとされたこと。この場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならないものとされたこと。

(第101条第8項関係)

第三 施行期日

改正法は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとされたこと。ただし、上記第二及び下記第五に関する規定は、公布の日から施行するものとされたこと。(改正法附則第1条関係)

第四 改正法の経過措置に関する事項

上記第一の2の改正の施行前に改正法による改正前の地方自治法第92条の2(同法287条の2第7項、第292条及び第296条第3項において準用する場合を含む。)に規定する請負をする者及びその支配人に該当した者については、なお従前の例によるものとされたこと。(改正法附則第2条関係)

第五 政府の措置等に関する事項

- 1 政府は、事業主に対し、地方議会議員選挙においてその雇用する労働者が容易に立候補をすることができるよう、地方議会議員選挙における立候補に伴う休暇等に関する事項を就業規則に定めることその他の自主的な取組を促すものとされたこと。(改正法附則第6条関係)
- 2 地方議会議員選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する法制度については、事業主の負担に配慮しつつ、かつ、他の公職の選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する制度の在り方についての検討の状況も踏まえ、この法律による改正後の規定の施行の状況、1の自主的な取組の状況等を勘案して、引き続き検討が加えられるものとされたこと。(改正法附則第6条関係)



総行行第 3 7 1 号
総行市第 2 5 号
令和 5 年 3 月 1 日

各都道府県知事
各都道府県議会議員
各指定都市市長
各指定都市議会議員

」殿

総務省自治行政局長
(公 印 省 略)

地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令
の一部を改正する政令等の公布及び施行について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 0 1 号。以下「改正法」という。）は、令和 4 年 1 2 月 1 6 日に公布されたところですが、これに伴い、地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和 5 年政令第 4 1 号）及び地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 4 2 号。以下「改正令」という。）が、ともに本日公布・施行されました。

貴職におかれては、下記事項にご留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議員に対してもこの旨周知願います。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「自治令」という。）の一部改正に関する事項

地方公共団体の議会の議員個人による当該地方公共団体に対する請負の規制の対象から除外される、各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額の上限額は、3 0 0 万円とすることとされたこと。（自治令第 1 2 1 条の 2 関係）

第二 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成１７年政令第５５号。以下「合併特例法施行令」という。）の一部改正に関する事項

自治令第１２１条の２の規定は、合併特例区の合併特例区協議会の構成員に係る請負の対価の総額の上限額について準用することとされたこと。（合併特例法施行令第４１条の２関係）

第三 施行期日

改正令は、改正法の施行の日（令和５年３月１日）から施行するものとされたこと。（改正令附則関係）

地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令の概要

1. 改正理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号。以下「改正法」という。）により、各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象から除くこととされた。

本政令案は、改正法の施行に伴い、上記政令で定める額を定めるとともに、所要の規定の整備を行う。

2. 改正の概要

- 普通地方公共団体の議会の議員個人による当該普通地方公共団体に対する請負の規制の対象から除外される、各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額の上限額は、300万円とする。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2）
- 地方自治法施行令第121条の2の規定は、合併特例区の合併特例区協議会の構成員に係る請負の対価の総額の上限額について準用するものとする。（市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成17年政令第55号）第41条の2）

3. 根拠条文

地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2
市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第36条第7項において準用する地方自治法第92条の2

4. 施行期日（予定）

改正法の施行の日（令和5年3月1日）